

令和2年10月13日  
日本原子力研究開発機構  
大洗研究所 環境保全部

## 廃棄物管理施設に係る設工認の分割申請の見直しについて

### 1. 概要

現在の廃棄物管理施設の設工認は、新規制基準への適合性確認の完了までに必要な設工認について、許可前に申請した設工認（2本）の他、許可後の1次申請から5次申請までの分割申請（1次申請2本、2次申請3本、3次申請2本、4次申請2本、5次申請1本）を予定している（別図-1参照、既認可設工認の別図-1と同じ）。

これは適合性確認の完了までに必要な期間の最短化を目的に、工事期間中に工事を伴わない設工認の審査をしていただけるよう、工事を伴う設工認と工事を伴わない設工認（評価のみの設工認）とに分け、さらに工事を伴うもののうち新たに規制対象となった設備の追加に係る設工認を後に申請することで、審査に係る負荷を平準化できるよう検討した結果である。

令和2年9月29日の面談において「設工認を1、2本にまとめるように」とのコメントがあり、設工認の統合について方針を検討し、方針に基づく結果をまとめた。

### 2. 方針

#### (1) 工事を伴う設工認と工事を伴わない設工認とに分ける

工事期間中に工事を伴わない設工認の審査をしていただくことで、適合性確認の完了までに必要な期間を最短化するため。

#### (2) 工事の工期を考慮し工事着工時期毎に設工認を分ける

新規制基準適合に必要な工事は、その規模により必要な工期が異なることから、大規模な工事を実施中に小規模な工事の設工認の審査をしていただくことで、適合性確認の完了までに必要な期間を最短化するため。

#### (3) 適合性確認完了までに予定している事業変更許可申請対象を考慮する

竜巻対策対象の見直しを含め、設工認の審査の合理化等を目的とした廃棄物管理事業変更許可申請を2次申請の設工認と3次申請の設工認の間に実施したいと考えており、許可取得により合理化できる案件を3次申請とすることで、不要な工事を伴う設工認の審査を避けることができるため。

#### (4) 施設単位で統合する

設工認の認可後、使用前事業者検査を実施することから、設工認を施設単位で統合することで、施設単位で適合性確認が実施できるため。

(5) 申請済の設工認は統合対象としない

申請済（許可前に申請した 2 本、既認可 1 本を含む 1 次申請 2 本）の設工認を統合する場合、申請取り下げ等の手続が必要と考えられるため。

### 3. 結果

方針に基づき設工認の統合を検討した結果、今後申請予定の設工認（2 次申請 3 本、3 次申請 2 本、4 次申請 2 本、5 次申請 1 本）を 3 本に統合することが可能である（別図－2 参照）。

また、設工認の審査の合理化等を目的とした廃棄物管理事業変更許可申請を 2 次申請の設工認と 3 次申請の設工認の間に実施することで、設工認の本数が変わることはないが、3 次申請の設工認の審査に係る負荷の低減を図ることが可能である（別図－3 参照）。

なお、工事を伴わない 4 次申請の設工認を、許可取得により合理化できると考えられる 3 次申請の設工認に統合することを今後検討する。

#### 添付資料

別図－1 新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー【現状】

別図－2 新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー【統合】

別図－3 新規制基準の適合性確認の完了までの廃棄物管理施設全体の工事フロー【許可後】

以上